

故人の相続預貯金 すぐ引き出し可能

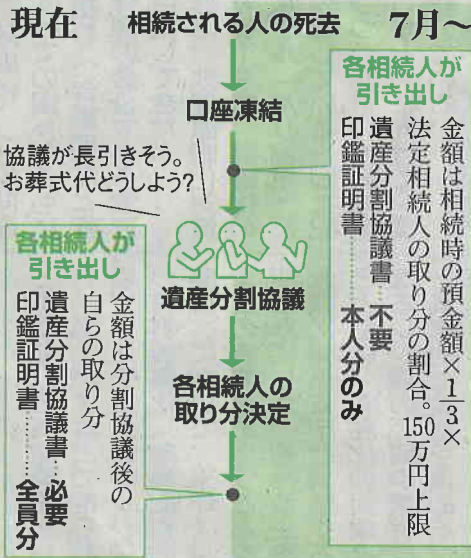
150万円上限

亡くなった人の相続預貯金を遺産分割前でもおろせる払戻制度が、7月に始まる。故人のお金は遺産分割の対象になるため、口座が凍結されてしまう。葬儀代の支払いなどに使えず、困る遺族もいた。約40年ぶりの相続法見直しで、1500万円を上限に使い道を問わ

ずにお金を引き出せる。
▼3面〓相続様変わり
故人(被相続人)の口座は、銀行が死去を知った時点で凍結される。お金をおろすには、預貯金などの遺産分割協議を遺族間で終えて、必要書類を出すのが原則だ。協議が長引くと、遺族が生活費や葬儀代の支払

いに困る事態もあった。
新たな払戻制度だと、被相続人の口座残高の3分の1の範囲で、相続人は自らの法定相続分をおろせる。
例えば、相続人が長男と長女の2人で、被相続人の預貯金が600万円だと、長男は3分の1(200万円)のうち、法定相続分

相続預貯金の払戻制度が新設される 遺言がない場合の原則的な流れ



ある2分の1(100万円)をおろせる。長女の同意は不要だ。同一金融機関での上限は1人150万円。複数の金融機関に口座があれば

ば、別々に計算できる。
全国銀行協会によると、新制度の必要書類は、被相続人の除籍謄本、戸籍謄本または全部事項証明書▽相

メガバンクの三井住友銀行の場合、払戻制度の申込書提出から払い戻しまでは1

カ月が目安。遺族の人数や構成によっては前後する。
(鈴木友里子)

続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書▽預金を払い戻す人の印鑑証明書(金融機関によっても一部異なる)。これまで必要だった遺産分割協議書や相続人全員の印鑑証明書は不要だ。
口座凍結でお金を引き出せないため、被相続人のキャッシュカードで死後に現金自動出入機(ATM)からこっそりおろす人もいる。こうした行為は遺族間のトラブルを生む恐れがあり、分割協議中に引き出す方法が求められていた。
新制度でも、書類確認などに一定の時間はかかる。